

社会福祉法人下伊那社会福祉会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

【計画期間】 令和7年4月1日～令和11年3月31日

【目 標】 男性の育児休業取得率を30パーセント以上とする
女性の育児休業取得率は引き続き100パーセントを維持する

【実施期間・取組内容】

令和7年 7月 職場と家庭の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識を啓発するための研修を各施設で行う。

令和7年11月 法人役職員研修会にあわせ、法人全体の管理職を対象とした、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。

令和8年 2月 女性職員が働きやすい職場であるための課題となっている事項を法人全体で共有するシステムを施設長会で検討する。

令和8年11月 法人役職員研修会にあわせ、法人全体の管理職を対象とした、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。また、働きやすい職場であるための課題について法人全体で共有しているかについて検証を行う。

計画期間中に配偶者が出産した男性職員を対象に育児支援制度利用意向を確認する。制度の利用意向有りの場合は、所属部署の上司と各施設長が連携して部署全体の業務配分、業務体制について見直し、調整を行う。